

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人麗明会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年9月18日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・評議員、理事及び監事の報酬の算定方法及び支給の方法を明確に規定すること。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>役員等報酬規程別表1の「報酬等」欄に規定する「稼働率」の算出方法が不明確であった。</p> <p>また、理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法（支給の時期や支給の手段等）及び形態（金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等である旨の記載は特段なくて差支えない）に関する事項を定めるものとされているところ、支給の方法が定められていなかった。</p> <p>ついては、報酬の算定方法を明確な規定に改めるとともに、支給の方法を規定すること。</p> <p style="text-align: center;">（規則第2条の42）</p> <p style="text-align: center;">（役員等報酬規程第3～5条、別表1）</p>	<p>役員等報酬規程について、報酬の算定方法を明確な規定に改めるとともに、支給の方法を規定するため、令和7年6月定時評議員会にて役員等報酬規程の一部改正を予定している。</p>
2	<p>理事から借入（2,000,000円）を行うにあたり、短期借入を前提に理事会の承認を得たにも関わらず、借用証書を確認したところ、長期借入を行っていた。</p> <p>ついては、理事会の決議に基づき適正に事務執行（借入）を行うこと。</p> <p>なお、諸事情により短期借入から長期借入に変更が必要となった場合は、改めて理事会の承認を得ること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の13第4項）</p>	<p>諸事情により短期借入から長期借入に変更した理事からの借入について、令和6年12月10日理事会にて改めて承認を得た。</p> <p>今後は理事会の決議に基づき適正な事務執行を行う。</p>
3	<p>ばんだの里拠点区分に係るサービス区分間繰入金明細書において計上されたグループホームばんだの里サービス区分から法人本部サービス区分への繰入金額2,900,000円について、ばんだの里拠点区分資金収支明細書に計上された同サービス区分間の繰入金額3,200,000円と一致していなかった。</p> <p>ついては、サービス区分間繰入金明細書の作</p>	<p>ばんだの里拠点区分に係るサービス区分間繰入金明細書をばんだの里拠点区分間資金収支明細書と繰入金額が一致するように令和7年2月14日付けで訂正し、令和7年3月理事会にて決議予定としている。</p> <p>今後はサービス区分間繰入金</p>

	<p>成に当たっては、拠点区分資金収支明細書との整合性を図ること。</p> <p>(会計省令第2条、第30条) (運用上の取扱い26)</p>	<p>明細書の作成に当たっては、拠点区分資金収支明細書との整合性を図る。</p>
4	<p>ばんだの里ところご拠点区分(ばんだの里ところご通所介護事業所サービス区分)から公益事業区分への事業区分間貸付金及び本部拠点への拠点区分間貸付金について、年度内に補てんされていなかった。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金を同一法人内の他の事業(拠点)区分へ一時繰替使用することは、居宅サービス等の事業へ繰替使用する場合を除き当該年度内に限って認められるものであることから、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんすること。</p> <p>(老発第188号第2の3(4)、第3の1)</p>	<p>令和7年3月理事会に補正予算を計上し、令和5年度以前のばんだの里ところご拠点区分から公益事業区分への事業区分間貸付金及び本部拠点への拠点区分間貸付金について年度内に補てんされていなかった貸付金のうち令和5年度分を令和6年度中に補てんする。</p> <p>また、令和4年度以前分に関しても令和7年度以降早期に補てんするように法人組織の運営体制を見直す。</p> <p>今後は施設報酬を主たる財源とする資金を同一法人内の他の事業(拠点)区分へ一時繰替使用するときは、居宅サービス等の事業へ繰替使用する場合を除き当該年度内に補てんする。</p>